

平成 26 (2014) 年度 東北大学法科大学院入学試験  
試験科目：公法（行政法）

甲県教育委員会 A の教育長は、甲県立学校の各校長 (B ら) に対し、「入学式、卒業式等における国旗掲揚及び国歌斉唱の実施について (通達)」(以下、「本件通達」という) を発し、教職員に対して、入学式、卒業式等において国旗に向かって起立し、国歌を斉唱すること、ピアノ伴奏をすること (以下、「起立・斉唱・伴奏」という) を命ずるよう通達した。B らはこれに従って、入学式や卒業式等の式典に際し、その都度、教職員に対し、職務命令書によって個別に、起立・斉唱・伴奏を命じている (以下、「本件職務命令」という)。A は、本件職務命令に従わなかった教職員に対し、1 回目は戒告、2 回目は減給 1 か月、3 回目は減給 6 か月、4 回目は停職 1 か月という基準で懲戒処分を行っている。なお、過去に他の懲戒処分歴のある教職員に対しては、より重い処分がされているが、免職処分がされた例はない。

これに対し、甲県立学校の教職員である C らは、起立・斉唱・伴奏を強制されることは C らの思想・良心の自由等を侵害すると考えており、訴訟を提起することにより、本件職務命令に従わないことを理由に懲戒処分を受けたり、昇給等に関する処遇上の不利益を受けたりするのを予防したいと考えている。C らはどのような訴訟を提起すべきか。考えられる訴訟を複数挙げ、それぞれが訴訟要件を満たすか否かについて検討しなさい。なお、本案の問題 (本件職務命令の違憲・違法性等) および仮の救済については、論じなくてよい。

参照条文

地方公務員法

(懲戒)

第二十九条 職員が次の各号の一に該当する場合には、これに対し懲戒処分として戒告、減給、停職又は免職の処分をすることができる。

一 この法律 (中略) 又はこれに基く条例、地方公共団体の規則若しくは地方公共団体の機関の定める規程に違反した場合

二 職務上の義務に違反し、又は職務を怠った場合

三 全体の奉仕者たるにふさわしくない非行のあつた場合

2～4 (略)

(勤務成績の評定)

第四十条 任命権者は、職員の執務について定期的に勤務成績の評定を行い、その評定の結果に応じた措置を講じなければならない。

2 (略)